

大分市長寿応援バス事業のあり方検討会設置要綱を次のように定める。

令和5年7月26日

大分市長 足立 信也

大分市長寿応援バス事業のあり方検討会設置要綱

(設置)

第1条 大分市長寿応援バス事業が効果的かつ持続可能な制度となるように、今後のあり方を検討するため、大分市長寿応援バス事業のあり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 大分市長寿応援バス事業の今後のあり方に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼し、又は任命する。

- (1) 学識経験者

- (2) 福祉関係者
- (3) 市民代表
- (4) 交通事業者
- (5) その他関係機関の代表者
- (6) 市の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(参画依頼等の期間)

第4条 委員の参画依頼又は任命の期間は、2年を1期間とする。

- 2 委員に参画依頼し、又は任命するに当たっては、1期間ごとにこれを行うものとする。
- 3 複数の期間につき、委員に参画依頼し、又は任命することは、これを妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 検討会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長

がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償金等)

第7条 委員（第3条第2項第6号に規定する委員を除く。）及び前条第4項の規定により会議に出席した委員以外の者（市の職員を除く。）に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、福祉保健部大分市福祉事務所長寿福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月26日から施行する。